

西南戦争下における長崎県非常事務係の役割

藤本 健太郎

はじめに

明治一〇（一八七七）年二月、鹿児島県政に大きな影響力を誇り、明治政府が主導する地租改正及び秩禄処分などの政策に対して批判的な態度を取っていた私学校党の動向を監視するため、同地に派遣されていた、警視庁少警部中原尚雄ら二人が私学校党によって捕縛されると、その後の拷問によって、中原は私学校設立者である西郷隆盛の暗殺計画を自供した。

これに先立つ一月二九日及び三〇日には、陸軍省の火器硝薬製造工場と海軍省造船所の火薬が私学校党によって収奪される事件も発生しており、二つの出来事が契機となって、事態は私学校党を中心とする薩摩軍による、西郷隆盛を推戴した武力蜂起へとつながってゆく。西南戦争のはじまりである¹。

西南戦争の勃発は、薩摩軍の本拠地である鹿児島県、直接陸路で県境を接した熊本県や大分県のみならず²、海路で東京、大阪、京都、神戸といった都市から、鹿児島県及び熊本県をつなぐ中継地となった長崎県にも多大な影響を及ぼした。現在の長崎市域には九州臨時裁判所、陸軍長崎運輸局、臨時海軍事務所などが次々と設置され、長崎は西南戦争時における兵站補給及び後方支援拠点としての機能を果たすことになり、長崎県庁や長崎県警察所に対してもこれらの対応が求められるようになった。

そのため、長崎県内には長崎県庁や長崎県警察所が作成した、膨大な西南戦争関連の行政文書が蓄積されることになった。いずれも

現在、長崎歴史文化博物館に収蔵されており、西南戦争と長崎県との関係について知る上で欠かせない史料群である。

これらを用いて、西南戦争下において長崎県が果たした役割を論じたのが、『長崎県警察史』である³。長崎県警察本部による団体史という性質上、記述の多くが前身の長崎県警察所に関連する事項で占められているものの、西南戦争の勃発から終結に至るまでの期間、長崎県警察所が従事した、戦地偵察、陸海上警備、薩摩軍捕縛者の処罰、臨時巡査の徴募などの出来事を詳述している。

また、長崎県内の西南戦争関係史料それぞれに記されている内容を把握するにあたり、参考となるのが『長崎県の郷土史料』である⁴。長崎県内にある郷土資料の解説を目的として編纂された同書には、発行当時、県立長崎図書館に収蔵されていた西南戦争関係史料のうち、主だったものについて、成立年次や編纂者、記載内容といった概要がまとめられている。

さらに、近年では西南戦争が近隣地域に与えた影響や各地に伝来する関連史料の所在調査なども行われている。猪飼隆明氏は西南戦争において長崎が果たした役割として、以下の四点を挙げている⁵。

- ① 中央と戦地との結節点であったこと
- ② 政府軍を戦地に投入するための一つの拠点となったこと
- ③ 兵器及び物資の集散地として位置づけられたこと
- ④ 九州臨時裁判所の設置により、薩摩軍捕縛者が長崎で処罰されたこと

このように、明治政府にとって国内最大規模の士族反乱を平定する上で、長崎は物資及び兵員を戦地に投入する兵站補給拠点であり、

政府軍が戦争を継続するにあたって発生する、非常事務を遂行するための後方支援拠点として重要視される位置にあった。しかしながら、長崎県における西南戦争研究は『長崎県警察史』が扱った長崎県警察所の動向に加え、猪飼氏の情報結節点としての役割(①)及び九州臨時裁判所の設置や薩摩軍捕縛者の処罰(④)に関する研究を除くと、必ずしも検討が尽くされているとはいえない状況である。

とりわけ、長崎県庁にあつて戦地への物資輸送や内務省、陸海軍、警察所、県内の大区小区、民間企業、管下の人民との折衝に至るまで幅広い業務を担当した、長崎県非常事務係(以降「非常事務係」と略記)が担った役割について論じた研究は管見の限りで確認できない。

本稿では非常事務係が作成した「非常事務日誌」及び「非常事務書類」を中心に、西南戦争を一つの題材として、長崎県の非常時対応について検討する。現存する行政文書をもとに、非常事務係の職掌とその位置づけ、西南戦争の終結に至る経緯について論じるのみならず、実際に非常事務係が従事した個別の業務も考察の対象とすることにより、先行研究の言及に留まらない、より多様な視点から長崎県が西南戦争に果たした役割について分析したい。

以降、特に断らない限り、本文中で引用する史料はいずれも、長崎歴史文化博物館の収蔵史料である。

第一節 非常事務係の職掌と位置づけ

明治一〇年二月一二日、中原尚雄の自供による西郷隆盛暗殺計画の問責を名目として、私学校党を中心とした薩摩軍は鹿児島県庁に対し「卒兵上京届」を提出。一五日には鹿児島から熊本へ進軍した。

長崎県に内務卿大久保利通の名で、鹿児島県下騷擾の第一報もたらされたのは二月一三日のことであった。一九日には薩摩軍征討の詔が発せられ、二五日には太政大臣三条実美の名で、薩摩軍の中心人物と目された西郷隆盛、桐野利秋、篠原国幹の三人の官位剥奪及び各府県下での治安維持や人心鎮撫を促す通達もたらされた。

このような状況のもと、二月二六日、長崎県庁内に非常事務係が設置された。「非常事務日誌」では「鹿児島県下暴動二付、本日ヨリ非常事務掛りヲ被置」とあり、三等属山崎忍之助¹⁰、五等属原田謙吾、七等属北村勝成、八等属下河邊充美、九等属西沢真挟美の五名がこの任務にあてられた。

非常事務係の職掌について言及した史料として「鹿児島県賊徒征討一件書類」には、長崎県令北島秀朝から各課に対する通知のうち「非常事務掛ヲ置候二付、非常事務係之外ハ総テ事務平常之通可取扱」¹¹との記述が確認できる。このことから、非常事務係は当時長崎県庁に常設されていた、第一課から第六課までの部署とは異なり、もっぱら西南戦争の非常対応にともなうて発生する業務に従事する部署であったことがわかる。

なお、非常事務係設置以前の長崎県庁においては、長崎に到着した陸軍小倉分営部一中隊の宿所を第一課が手配する¹³、弾薬の製造発注状況について第六課が警察所に通達を行うなど¹⁴、非常事務に際して発生する個別の事務を、各課が別々に処理する形式がとられていた。

様々な組織から寄せられる多種多様な案件を、長崎県庁内の各部署が個別に対応することは煩雑であると判断されたためか、西南戦争の勃発による一連の非常事務の取りまとめを担い、効率的な事務処理を図るという目的のもと、非常事務係の設置が行われたものと

考えられる。¹⁵

その後、三月四日に至って、西南戦争下の長崎県管内における地方官（長崎県庁の官吏及び長崎県警察所の警察官）が果たすべき任務の指針を示すものとして、内務卿の大久保から北島県令にあて、以下の通達が行われた。

【史料一】

凶威急劇ニシテ其着兵ヲ待ニ違アラサル場合ニ際スレハ、不取敢県官及ヒ警察官等ヲ以テ、殊力ヲ尽シテ防禦シ、其防禦ニ依テ兇徒ヲ殺傷スルハ妨ケナシト雖モ、只官衙、帳簿、金穀及其身ヲ護ル止マリ、故ラニ兇徒ヲ討撃スルヲ事トスルヲ得ス、故ニ力能ハサルニ至レハ、能ク其守護スル所ノ物ヲ処シテ一時他ニ避クルモ苦シカラサル儀ニ候条、漫ニ兇徒討撃ニ注意シテ其所為軍務ノ権内ニ侵入シ地方官ノ職務ヲ失ス可ラス、只専ラ管下一般ノ保安ニ尽力可致、此旨為心得及内達置候也¹⁶（傍線は筆者による。以下同）

大久保からの通達では、仮に管内で兇徒が武器を携えて蜂起した場合、地方官が防禦を行い、防禦の過程で兇徒を殺傷してしまうことはやむを得ないとしながらも、地方官の職務はあくまで「官衙、帳簿、金穀及其身」を守る範囲に留まるものであり、兇徒を攻撃し「軍務ノ権内ニ侵入」することはあってはならず、長崎県管内の保安に努めるべきとしている。

さらには「其守護スル所ノ物」を処分した後においては、地方官の一時退避までも容認していることも特徴として挙げることができ。一連の記述からは、西南戦争下において、地方官は原則とし

て、管内の治安維持に努め、官有財産の保全にあたるべきという前提が提示されていることがわかる。

とはいえ、中央と戦地とを結ぶ、重要な兵站補給拠点としての役割を期待されていた長崎港を有する長崎県にあっては、単に管内の治安維持や官有財産の保全に注力するのみならず、糧食、兵員や船舶を調達して戦地に輸送し、反対に戦地から運ばれてくる政府軍負傷者の看護、囚人の護送及び処断、さらには長崎にやって来る勅使や要人への接遇などの業務に、明治政府や陸軍及び海軍といった組織からの要請を受けて対応する必要があった¹⁷。

加えて、当時施行されていた大区小区制のもと、長崎県内の各区戸長に対する指揮命令系統の上位にあったのが、長崎県庁であった。つまり、明治政府や陸軍及び海軍は、長崎県庁に要請する形を経て、はじめて大区及び小区から糧食や人夫等を調達し、戦地に輸送することが可能となったのであり、そのような意味でも、長崎県庁ひいては非常事務係が期待された役割は重要であったと評価できる。

一方で、同じ地方官のうち長崎県警察所においては、どのような非常対応が行われていたのだろうか。『長崎県警察史』によると、長崎県警察所が果たした役割のうち、主なものとしては、茂木や網場方面での海上警備、佐賀方面を中心とした陸上警備に加え、鹿児島県令大山綱良をはじめとする薩摩軍捕虜の護送、九州各県での探偵活動などが挙げられている¹⁸。

こうして、薩摩軍との戦闘行為に従事する陸軍、海軍及び内務省管下の警視局、長崎県管内における治安維持、警備活動にあたる長崎県警察所、官有財産の保全管理、物資及び兵員補給、陸海軍とはじめとする諸官庁との折衝等を担う長崎県庁（非常事務係）、長崎県庁からの指示を受けて糧食や人夫を調達する大区小区といった

構図で、非常事務対応の分掌が図られていたのである。

第二節 兵站補給拠点としての長崎と非常事務係の役割

本節及び次節では、非常事務係が作成した「非常事務日誌」及び「非常事務書類」の記述をもとに、非常事務係の業務のうち、主要と思われる事項について、その概要及び経過を掲げ、非常事務係の業務内容が具体的にどのようなものであったかを論じてゆく。

なお、これらの業務については、兵站補給拠点としての役割（第二節）と、それ以外の後方支援拠点としての役割（第三節）の二つに分類して、それぞれを論じることとしたい。

（一）糧食等の物資補給

西南戦争下において重要な兵站補給拠点としての機能を求められた長崎港、そして非常事務係にとって、糧食をはじめとする物資の調達及び輸送は欠かせない業務であった。

「非常事務書類」によると、米穀からパン、弾薬、洋式銃、細かいものでは麦酒、氷、梅干やゴマメ（カタクチイワシの素干）、地図や活版器械に至るまで、戦地に向けて多量の物資の補給が必要とされたことから、それらの要請に応える形で、非常事務係が物資補給を担うこととなった。

戦地への物資補給に関する大枠の取決めとしては、三月一日に長崎を出発して戦地に向かう、陸軍大佐の高島軻之助率いる別働第二旅団の物資補給に際して、別働隊会計部が長崎県令あてに「粮米初必需之物品御送付ノ義、臨機以書面可及御依頼候条、無差閤御廻送相成度¹⁹」との依頼を行った記述が存在している。

「非常事務書類」の記録によると、これら物資補給を依頼している組織は陸軍運輸局（三月二三日の同局設置以前においては陸軍省や各軍団会計部）や臨時海軍事務局、開拓使、熊本県、鹿児島県など様々であった。

補給の手順に関しても、依頼元から必要な物資と数量のみが通知され、非常事務係が発注から調達、輸送に至るまでを履行しなければならぬものや、物資そのものは既に調達済であって、倉庫等の収蔵施設に格納されていることから、戦地に向かう船舶に積込して輸送のみ行えばよいものなど、案件によって処理の仕方がまちまちであり、依頼元の組織ごとに物資の補給に関して、画一した方式が整備されていた訳ではなかった。

例えば「非常事務日誌」によると、三月一九日に陸軍別働隊会計部から寄せられたパン二、〇〇〇斤に関しては、あらかじめ収蔵施設に預けてあった物資を非常事務係が受け取った上で、四月四日、陸軍運輸局に引き渡したのに対し、二四日に陸軍運輸局から寄せられた生牛や足袋等に関しては、非常事務係が直接長崎市中の商人に物資の調達を申し付けるなど、同じ依頼元からの物資補給に関して、対応に相違がみられる。一連の物資補給には、まさに「臨機」の対応が求められていた業務であったといえよう。

なお、非常事務係が物資の補給に付随して担当した業務として、戦地の兵員の糧米の精米があった。三月一九日に非常事務係が県内の商人三名に命じた米一、〇〇〇石の精米に関しては、商人たちが翌二〇日非常事務係に提出した玄米の受取証に、米の生産地内訳が記されている。柳川米、肥後米、島原米、肥前米などあり、主に北部九州地方で生産された米が西南戦争の兵員たちの糧食として供されていたことがわかる。

余談ではあるが、精米業務を受託した商人のうち、浦五島町精米営業の古賀豊次郎という人物は長崎の郷土史研究者、古賀十二郎²¹の父親である。古賀家は屋号を万屋といい、福岡藩黒田家の御用商人であったといわれているが、明治一〇年当時には、精米業を家業の一つとして商売を行っていたことがわかる。

(二) 軍夫の徴募及び戦地派遣

物資と同じく、戦地において必要とされたのが、兵員であった。戦闘行為を行う兵士を内務省所管の警視局臨時巡査として雇用するとともに、糧食や弾薬等の運搬にあたる軍夫を各府県から徴募し、戦地に派遣することが求められた。

このうち、当時の長崎県内を対象とした臨時巡査については、四月一四日以降に実施された、一、〇〇〇人規模での徴募活動がある。この時の臨時巡査の徴募は戦況の好転もあいまって、一七日頃には中止となったものの、既に応募した者については二〇日、長崎県庁内の閱兵式を経て、熊本に派遣されることとなった。²²

臨時巡査の徴募については『長崎県警察史』にて論じられていることから、ここでは、三月と五月の両度、長崎県管内を対象に実施された軍夫の徴募及び戦地派遣について論じることとする。²³

軍夫調達については、猪飼隆明の研究によって熊本県における徴募の事例が明らかにされており、熊本県では六月一〇日以降、軍夫徴募の対象者が熊本県民に限られたこと、天草地方では軍夫徴募に関する反対運動が起こったことなどが明らかにされている。²⁴

長崎県での軍夫徴募が確認できるのは三月一六日のことで、陸軍別働隊会計部からの要請を受け、翌一七日に一三〇人の軍夫を徴募、引き渡している。なお、この日にはさらに一四六人の軍夫派遣要請

を長崎県が陸軍別働隊会計部から受けたことから、非常事務係では八等属の下河邊充美が各区戸長を招集して、彼らに対し軍夫の調達を命じている。

前述の一三〇人及び一四六人との重複は不明であるが「非常事務書類」三月二四日条では「陸軍御用人足」として、三三〇人の徴募が長崎県に割当された記述があり、さらに第一大区の副戸長が三月二三日、非常事務係に宛てた文書には「只今小頭ヲ以手ヲ分ケ諸方ニ手当仕居候²⁵」と記してあることから、長崎県内では短期間のうちに連続して軍夫の徴募が行われていたものと考えられる。

しかしながら、長崎県令の北島秀朝に次ぐ立場にあった少書記官の河内直方から、軍夫の徴募に関して陸軍別働隊会計部や陸軍運輸局をはじめとする依頼元に要請を受けた後、徴募を開始するのでは、火急の対応に差支えるのではないかとの判断が下ったことから、非常事務係では各区戸長に対し、三月二五日、以下のとおり通達した。

【史料二】

非常御用ノ際、人夫等ノ差支有之候テハ不相濟儀ニ候条、右区ニ於テ十七才ヨリ四十五才迄ノ者ヲ精選致シ置、何時ニテモ達シ次第召集差支無之様、人名取調右帳簿至急当庁第一課へ可差出、此段相達候事²⁷

この通達の対象となったのは、第一から第一一までの各大区と、第一五大区であり、現在の行政区分に置き換えると、長崎市（一部）、諫早市、大村市、島原市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町が該当する。²⁸ 各大区内のうち一七才から四五才までの者を選び、いつでも軍夫として召集できるよう、帳簿を作成、提出するようにとの旨

であった。²⁹

しかしながら、この措置は対象の各大区において激しい混乱を引き起こすことになった。帳簿の提出を求められた各大区であったが、薩摩軍や戦地に赴くことに対する区民たちの恐怖心もあって、所定の期限までに割当の人員を徴募できない大区が相次いだのである。³⁰ 第三大区や第一〇大区では区民が「浮説ヲ信用シ、非常之出夫等色々苦情申立、自分承諾不仕」状態に陥っており、帳簿の作成が間に合わないとして、提出の猶予を願っている。

また、軍夫としての勤務にともなう待遇についても、通達が曖昧であったようで、第八大区からは賃金の額や支給方法、死亡時の対応等が詳らかでないとして、非常事務係に対し問い合わせが寄せられている。³²

さらに、各大区の中には、「路街ノ風説ニハ兎角戦地軍兵之手当等ヲ唱出、数十之金円ヲ以テ備役ニ換へ内約ヲ取繕候趣」³³もあるとして、非常事務係が第五、七、九大区に対し、注意を促している。通常の軍夫としての賃金は一日あたり五〇銭であったが、各大区内において軍夫候補者となる帳簿に名前を登録するよう、内約を取付けるため、事実とは異なる「数十之金円」という条件を提示していた者の存在や、そうした風説が各大区内において流布していた様子うかがうことができる。³⁴

このような状況下において、とりわけ地域の動揺が激しかったのが、島原半島に所在する第七及び第八大区であった。第八大区戸長の為永正国と副戸長の大岡正制が提出した「区民浮説ニヨリ動揺取調届」(「非常事務書類」第二号所収)によると、四月四日、かねてより帳簿の作成に対して、第七大区では区民から苦情が起こっており、騒ぎになっていたところ、突如、四月三日の夜に薩摩軍が第七

大区内に上陸し、区民を殺害したとの流言が発生したという。動揺した布津村の区民たちが、第八大区の深江村、安徳村に逃げ込み、この流言を流布したことで、第八大区内でも動揺が広がり、これらの地域の中には、家財を持ち運んで山間に逃避する者が現れるなど、騒動になっているという旨の報告であった。

為永と大岡は徴募作成に対する苦情が起こっていることに加え、「向地肥後ニテ者数旬ノ戦争ニテ隔海ニ者候得共、戦場之砲声耳ヲ穿チ、兼テ人心胸々タル折柄」の第八大区においては「人民動揺無之様、精々予財方ニ尽力」させることが精一杯であると申出ている。³⁵ 流言の発生元になった第七大区でも、軍夫応募を申出る帳簿への名前記載については既に「応命之者壺人モ無之」³⁶という状況に陥っていた。第七、八大区の混乱については、ちょうど同時期に熊本県の天草地方で軍夫への徴募を拒否する騒ぎが起こっていたこと³⁷もあり、熊本県での騒ぎが近接するこれらの地域に波及した可能性も考えられる。

結果、非常事務係は四月七日に至って、帳簿作成を実施する各大区に対し、当分の間、軍夫を戦地に派遣する見込みがないことを理由に、帳簿の作成を中止した。「各区内人民共其家業ヲ勉励シ、心得違之者無之様注意可致」³⁸とあるのは、先述した第七、八大区での騒動の影響を受けたことによる記述とも考えられる。³⁹

その後、長崎県では五月一六日に鹿児島県からの要請を受け、軍夫三人を派遣しているが、この時の軍夫の居住地の内訳としては第一大区から二九人、第九、一八大区⁴⁰から各一人となっており、第一大区からの軍夫徴募が主となっていることがわかる。なお、五月の徴募の際には非常事務係と鹿児島との折衝を経て、鹿児島県から支度金として軍夫一人につき、金二円の支給が行われることも

決定している。つまり、この時期を契機として、軍夫徴募に関して一定程度の待遇に関する改善が図られたと評価することもでき、この時の軍夫徴募については、特段の混乱もなく軍夫の派遣が行われている⁴¹。さらに同じく五月三十一日に鹿児島県から要請があった軍夫一〇〇人の徴募に関しては、非常事務係から各区戸長を介して、千々岩新蔵という人物に人夫の徴募を請負わせている⁴²。千々岩については、第三八大区⁴³に居住する士族という以上のことは判然としないうが、彼が五月九日付で軍夫の請負を願った旨の記述が残っている⁴⁴。

その後も軍夫の請負については、千々岩を含めて計五回、九人の者が軍夫請負願の書類を提出している。千々岩に続いて書類を提出した第一大区の士族、徳永伝三は自身の家業を「雇人口入所とも御免許相成居候」と説明しており、こうした点から鑑みて、彼らは短期雇用労働者の口入業に従事していた人物であったと考えられる。

軍夫は当初、各大区戸長やその配下、時には非常事務係の官員が各村落に赴いて募集を行っていたが、軍夫帳簿の作成が四月に頓挫してから後は、口入業者を介して軍夫を集め、戦地へ派遣する形へと次第に徴募の形態が変化していった。

ただし、口入業者とのやり取りをする場合においても、戦地に赴くまでの連絡調整は、いずれも各区戸長を経由しており、軍夫請負願の書類を提出する際も、彼らの保証の連印が必要とされていた。軍夫の徴募にあたっては、大区小区制のもと非常事務係の力だけではなく、各区戸長との連携が不可欠であり、そのような意味で両者の役割は重要であったと評価できる。

第三節 後方支援拠点としての長崎と非常事務係の役割

(一) 勅使等の要人対応

二月二六日、非常事務係が設置当初担った業務が、勅使柳原前光の派遣にともなう対応であった。この時の勅使は、旧薩摩藩主であった島津忠義とその父久光に対し、薩摩軍へ加担しないよう説諭するとともに、薩摩軍征討令の発布や西郷隆盛らの官位が没収されたことを鹿児島県に通達する目的で派遣されたものであった⁴⁶。

「非常事務日誌」二月二六日条には、この日設置された非常事務係の官員名や宿直に関する取決事項が記されるところにも、勅使一行の宿所を今町の富士亭という旅宿所にて確保したことが述べられている。勅使対応が非常事務係にとって初仕事であったといえる。

当初、勅使一行は三月一日に神戸港を出発、翌二日に長崎港に到着する予定であったものの、実際のところ勅使は二日の正午頃になつて神戸港を出発し、さらに、三日には博多の総督本営に出頭したことから、長崎港への到着は三月五日となった。

これら勅使の長崎到着時刻に関するやり取りは、主に電報を介して行われていたが、出発地の神戸港、そして寄港先である福岡県から長崎県の連絡は、いずれも勅使が出港した後、打電されていたことから、非常事務係は勅使の警護を行う警察所や、船舶の入港管理を行う港取締所から、勅使の到着時刻に関して寄せられる問い合わせに逐一対応する必要に迫られることとなった。

さらに、柳原を追いかける形で神戸から随行としてやってきた、陸軍中将黒田清隆の長崎到着時にも、非常事務係と港取締所及び警察所との間で、同様のやりとりが行われている。ちなみに三月六日に長崎にやってきた黒田が宿所としたのは豊後町にある文明楼とい

う旅宿所であった。三月七日に柳原、黒田、高島らが鹿児島に向けて、長崎を出港した。

勅使一行は三月八日、鹿児島に到着後、一〇日には島津久光・忠義父子と面会し、彼らに局外中立の立場を貫かせる旨、言質を取った。加えて、鹿児島県庁に要求して、囚われの身であった警視庁少警部中原尚雄ら二人の身柄を回収するとともに、鹿児島県令の大山綱良に対しては勅使への随行を命じ、薩摩軍に好意的であった大山を鹿児島県から引き離すことに成功して一二日に鹿児島を出港、翌一三日に長崎に着港した。柳原や黒田はそれぞれ富士亭と築地亭という旅宿所にて休息を取った後、柳原は同日夜に帰京、黒田は薩摩軍に包囲されていた熊本城の解圍戦を指揮するため、再び二日頃に熊本に向け出発していった。

勅使をはじめとする要人の対応にあたっては、前に記した他機関との連絡調整はもとより、要人に対する旅宿所の確保、着港及び出港時の出迎えに至るまで、非常事務係が中心となつて対応を行っている。また、勅使一向の滞在中には、陸軍大佐の高島鞆之助が望遠鏡の貸与を非常事務係に申し出るという出来事があり、非常事務係が県令の北島秀朝に諮って、県庁内の外国人応接所に備え付けてあった望遠鏡を高島に貸出している。⁴⁸ 勅使対応に関しては、随員の中に高官が含まれていたことから、細部に至るまでの配慮が求められていたようである。

なお、柳原前光の派遣以降も、明治天皇の侍従である片岡利和が「八代口出張」を目的として、四月二二日に勅使として来崎しており、その際も非常事務係による対応が行われている。⁴⁹

(二) 民間汽船の賃貸借及び出入港船舶の運航管理

茂木及び網場方面を中心とした、海上警備に関しては、郵便汽船三菱会社長崎支社をはじめとした民間会社から浪花丸、光運丸、建栄丸、蒼隼丸といった民間汽船を長崎県が借上げた上で、第四課である警察所の人員が乗船し、海上警備業務を担ったことが先行研究で論じられている。⁵⁰

とりわけ、海上警備の過程で海軍との協力のもと、熊本県日奈久に停泊していた迎陽丸の接収にあたった浪花丸や、同じく薩摩軍の指揮下にあった乃茂丸と舞鶴丸の破却に従事した光運丸の戦績については、薩摩軍の海上戦力をあらかじめ減殺し、海路での侵攻を防止するという観点において、著しいものがあつた。

これら民間船舶の借上げについては、非常事務係の設置以前に警察所と船舶会社との間で契約が賃貸借締結されている。

【史料三】

汽船浪花丸御借上二付約定証書

一航海碇泊共御借上中者、尅昼夜<sup>則二十
四時間</sup>二付、金百五十円宛御下

渡之筈

一御乗船中御賄料左之通

上等 尅員 尅度二付金八錢

下等 尅員 尅度二付金五錢

一該船者毎月定期朝鮮釜山浦へ郵便御用ヲ以航海致候二付、
万一今般之御用ニ付、右期日ニ至航海差支候時者、御庁ヨリ
其筋へ御照会之上臨機之御所分被成下候筈⁵¹

郵便汽船三菱会社長崎支社から警察所が二月二〇日に借上げを

行った、浪花丸の賃貸借契約を例にとってみると、賃料、乗組員の乗務にともなう実費弁償、そして当時浪花丸が担っていた朝鮮釜山浦への郵便業務の運航に関する三事項で成り立っていることがわかる。

その後、これら民間船舶の賃貸借契約に関する業務は、非常事務係の設置後、警察所から非常事務係に移管された。

【史料四】

当港碇泊人民所持ノ汽船、今般当港警備トシテ軍艦ニ附セラレ、肥後近海へ御回船相成候ニ付、右船進退之儀ハ其都度直チニ貴所ヨリ御達可相成候得共、回船諸入費等御確定迄ハ当庁ニ於テ仕払置、尤貴所ヨリ乗込候者ノ食料丈ハ、直ニ該船へ御送金可相成段、御頼談之趣了承候⁵²

非常事務係から長崎海軍出張所の海軍少佐池田貞賢に宛てた文書では、民間船舶に関する海軍と長崎県双方の取決めの概要が記されている。浪花丸をはじめとする長崎県が借り上げた民間船舶については、運航の都度、長崎海軍出張所から非常事務係に対して連絡を行うこととなっている。

長崎県が借り上げた船舶の進退が海軍に委ねられているのは史料中にもあるとおり、浪花丸など民間船舶が海軍の指揮する軍艦に付随する形で運航していたことによるものと考えられる。また、民間船舶の運航にかかる諸経費については、海軍の支弁対象ではあるものの、最終的な経費の総額が確定するまで、長崎県の方で代わりに一時負担することも述べられている。唯一の例外が浪花丸に乗船した海軍省兵員の食糧費で、こちらは乗船している民間船舶に現金を

送付することとなっている。『長崎県警察史』では、これら民間船舶に乗組んだ警察所の人員が多数存在したことを述べているが、彼ら警察官をはじめ、民間船舶の乗務員、海軍省など、様々な所属の人員が浪花丸などに乗船して、業務にあたっていたことがわかる。

続いて出入港船舶の運航管理についても触れておきたい。西南戦争の際に徴用された船舶の入港については、民間・官用を問わず、基本的には非常事務係と港取締所が共同して管理にあたった。港取締所は長崎港に入港した船舶を把握し、その都度、非常事務係に届出する役割を担っていた。

しかしながら、港取締所には出港時刻の届出や記録をする義務がなかったことから、四月七日に陸軍省が所管する玄海丸という船舶についての、内務卿の大久保から長崎港の出港時刻を連絡するようにとの電報が長崎県令に伝えられた際には、港取締所では出港時刻の情報把握していなかった。そのため、非常事務係が長崎にあった陸軍運輸局に出港時刻を問い合わせ、回答を得ている。⁵⁴

こうした港取締所の対応は、長崎県にとっては長崎港を出港する船舶よりも、薩摩軍の船舶が入港しないよう注意を払い、長崎港に入港する船舶を管理することに重きが置かれていたことがわかる好例ともいえる。

(三) 情報管理及び報道対応

西南戦争時の長崎県に関連する報道機関及び関係者への対応についても「非常事務日誌」や「非常事務書類」に係る文書が収録されている。

このうち、長崎県における報道対応に関しては、政府軍の征討参軍で海軍中将の川村純義の命を受け、西南戦争に従軍し、数々の戦

況写真を撮影した上野彦馬に関する事項が知られているが、これに
関しては、姫野順一氏と高橋則英氏の研究によって、上野彦馬による
戦況写真撮影の経緯、彦馬本人の動向、撮影した写真の概要、現
在の所蔵元に至るまで詳細がまとめられている。⁵⁵

このうち、姫野氏執筆部分「上野彦馬と西南戦争写真」によると、
彦馬は弟子の薛信一と野口丈一、そして機材運搬の人足八人を伴い、
三月二六日以降、二度に分けて戦況写真の撮影を実施した。第一次
は三月二六日から四月二五日までの期間で彦馬自身が、第二次は四
月二五日以降、弟子の薛と野口が中心となって、戦況写真の撮影に
従事し、多数の戦況写真を撮影したという。⁵⁶

なお「非常事務書類」によると、上野彦馬の雇用に関する通達は、
三月二二日に川村から長崎県令宛に、彦馬の雇用を通知するよう電
報にて連絡がなされている。同日以降、彦馬に長崎県から雇用通知
が行われたものと考えられる。⁵⁷ 戦況写真の撮影に関する事項は、七
月二日に至って長崎県第六課による写真代金の支払手続が終了した
後、事務書類一式が非常事務係に引き渡されていることから、当該
業務が撮影代金等の支出については第六課、その他の上野彦馬との
連絡調整や写真の受領等については非常事務係の手で行われていた
ことがわかる。⁵⁸

そのほか、長崎県では県内の新聞社に対する報道対応も行ってい
る。

【史料五】

今般鹿兒島県暴徒征討被仰出候ニ付テハ、太政官第二一号御布
告ノ旨ヲ遵奉シ、無用之伝説等ハ一切新聞へ登記不仕様注意罷
在候処、方今ノ形勢人民ノ心得ニモ相成候事ユへ、御差支無之、

信報ハ時々出庁拜聴被仰付候様仕度、此段奉願候也

明治十年三月五日

西海新聞本局以文会社

社長 本田実

長崎県令 北島秀朝殿

西海新聞が触れている、二月一九日付の太政官第二一号布告に
は「今般鹿兒島県下暴徒征討被 仰出候ニ付テハ、右ニ関シタル無
根ノ伝説等、妄ニ新聞紙ニ掲載不相成候、此旨布告候事」とある。
「無用之伝説等ハ一切新聞へ登記不仕様注意」するため「信報ハ時々
出庁拜聴被仰付」ことを願い出るといふ西海新聞からの依頼は、い
わば太政官第二一号布告を根拠とした、長崎県に対する取材依頼で
あった。

当該の依頼を受け、以下のとおり非常事務係での対応が図られた。

【史料六】

以文会社方太政官第二十一号ノ布告ニ因リ、異様ノ伝説等ヲ除
クノ分、掲載差支ナキ分ハ県庁へ出頭、信報下附ノ処願出タレ
トモ、尚上局ノ詮議アリテ願書指令ハナシ、尤願有ノ次第ハ小
官方本人呼出可相論トノコトニ付、編輯長田中基孝呼出シ信報
等其差支ナキ分ハ県令ノ指図ヲ受ケ、小官方都度々々下達スヘ
キ旨申聞ケラケ⁵⁹

非常事務係の対応案は、長崎県庁にもたらされる情報のうち「異
様ノ伝説等」を除いた情報を西海新聞に下げ渡すというものであつ
た。「下附」とあることから、おそらく長崎県が新聞紙上に公開し
て差し支えないと判断した情報を、紙媒体にて西海新聞に渡す方法

を非常事務係としては想定していたと考えられるが、この案は県令の北島秀朝の「書面願之趣難聞届及候事」という判断により、実施されることはなかった。

代わりとして、西海新聞から取材の申し出があった場合には、非常事務係の山崎忍之助が編集長の田中基孝を県庁に呼び出して、都度都度に口頭で「信報等其差支ナキ分」を下達する方法が採用された。稟議の過程で報道機関への情報提供の方法が変更された理由は判然としないが、県令の北島が文面で機密の内容を提供することについて、情報の漏洩を危惧したため、口頭での伝達という方法によって、新聞会社への情報提供を行うことになったと考えられ、当該史料からは長崎県の非常対応時における、情報管理の基本姿勢が表れている。

このほかに明治一〇年当時、長崎県内では西海新聞のほか、五月一日から発刊された西道仙⁶¹が社長を務める長崎自由新聞が刊行されていた。なお「非常事務日誌」及び「非常事務書類」からは、長崎自由新聞が西海新聞のように情報提供を依頼した記述を確認することはできない。九州地方における初の日刊紙として同年一二月まで刊行された長崎自由新聞であったが、長崎自由新聞は西郷隆盛及び薩摩軍を擁護するという編集方針のもと、新聞紙上で議論を行っていたこと⁶²もあり、長崎県庁からの情報提供に依拠することなく、新聞報道を行うことになったものと思われる。

(四) 戦時病院及び戦傷病死者の埋葬

西南戦争で戦地に派遣された兵員、軍夫たちの中には、当然のことながら、戦闘行為によって負傷する者や戦地で病気に罹患する者も存在した。傷病者に関しては戦地から回送されたのち、小島郷に

あった県立長崎病院や大浦長崎居留地の海軍仮病院などの施設に収容され、治療を受けていた。

戦時病院の運営や分派病院の展開については『長崎医学百年史』⁶³や『長崎県警察史』⁶⁴による先行研究が、いずれも精細かつ簡潔に一連の経緯を論じていることから、先学の研究成果に詳細を譲ることとし、この項目では、入院していた彼ら戦傷病者が、薬石効なく、長崎で死亡した場合の埋葬に関して考察したい。

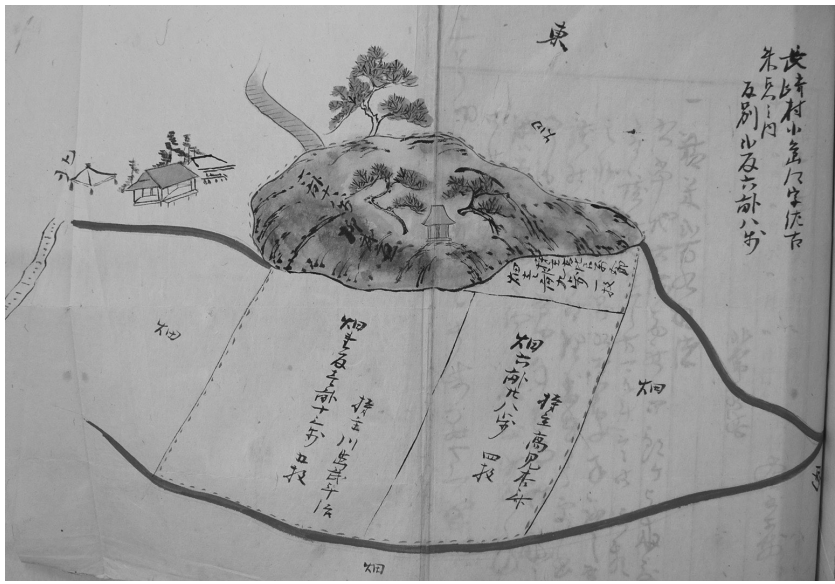
当時、長崎県内もしくは在外で戦傷病死した人々を、長崎において埋葬した施設としては、明治元（一八六八）年以降、奥羽戦争や函館戦役を祀った小島郷大徳寺跡の招魂社（明治一〇年以降「梅香招魂社」と改称）、明治八（一八七五）年五月以降、征台の役での戦病死者を祀った小島郷大徳園の梅香招魂場⁶⁵が存在していた。

西南戦争下の長崎県内での戦傷病死者については、当初、梅香招魂場において埋葬が行われていた。管見の限りでは二月二七日の「非常事務日誌」における「春日艦（中略）水夫壱名戦死、因テ当港へ今朝入港戦死一名、椽ヶ崎招魂社へ埋葬」という記述が、長崎県において西南戦争での戦病死者を埋葬した初例と思われる。

しかしながら、梅香招魂場の敷地が狭隘となったことから、非常事務係は三月二六日、県令である北島から内務卿の大久保に宛てた電報にて、梅香招魂場に代わる、新たな埋葬施設の開設を願っていることになった。

【史料七】

当地招魂場、最早余地少なくなり差支える故、更に民有地のうち、便宜の場所、凡そ二反歩余り買上げ、速やかにとり開きたし、至急御指令を請う、海陸参軍へも稟議のつもり⁶⁶



【図一】 佐古招魂場用地図

地図右上には「長崎村小島郷字佐古朱点之内、反別二反六畝八歩」とあり、稲荷岳の畑地六畝一八歩、山麓の畑地一反九畝二〇歩が佐古招魂場の用地としてあてがわれている（「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二六日条より）

史料文中にある海軍、陸軍及び征討参軍への稟議については、同じ二六日に埋葬施設の用地として、小島郷字佐古の畑地をあてがう旨、非常事務係が諮っていることから、この日までに用地が決定され、関係各所への周知が行われたものと考えられる（【図一】参照）。翌二七日には大久保から用地の確保に関する内諾が、電報にて北島県令宛に返信されたことにより、非常事務係は新たな埋葬施設の

開設を進めることになった。この埋葬施設が佐古招魂場（佐古埋葬地）として落成したのは四月三〇日のことで、同日には海軍、陸軍に対して開設が通知された。

戦傷病死者の埋葬については、各戦時病院に収容されている患者が死亡した際に、病院側から警察所への通知後、非常事務係及び士官にも連絡した上で埋葬するよう手続きが定められており、さらに、埋葬時には長崎県警察所巡査の立会いが求められていた。⁶⁹

また、戦病死者を埋葬する敷地については、佐古招魂場の落成後、陸軍病院に敷地が引き渡された記述があり、陸軍及び海軍については招魂場内の敷地が引き渡され、それぞれの組織によって埋葬行為が実施されていたと思われる。⁷⁰

さらに、八月に至って佐古招魂場の敷地までも狭隘になると、陸軍軍団病院からの要請を受けて、招魂場の続地に埋葬のための敷地が別途造成されることとなった。その際には、非常事務係が長崎にある臨時海軍事務局宛にも必要な敷地面積を問い合わせるなどしている。⁷¹ 非常事務係は西南戦争下の戦病死者の埋葬施設の開設にも携わっていたのである。

参考までに、明治一〇年以降、佐古招魂場がたどった沿革について触れておきたい。明治一二（一八七九）年における長崎病院の敷地拡大にもなつて、梅香崎招魂場にあった征台の役における戦病死者の遺骨は、一部が佐古招魂場内に改葬されることになった。明治一四（一七八一）年になると、両招魂場の遺骨は一ヶ所に合葬され、明治一六（一七八三）年には合葬工事の完成を記念して勅祭が実施された。その後、佐古招魂場として、大正七（一九一八）年に靖国神社の長崎県在籍者中、一二四二柱の御霊が合祀されている。⁷² そして、昭和一七（一九四二）年には奥羽戦争や函館戦役を祀つ

た小島郷大徳寺跡の梅香崎招魂社の御霊とともに、佐古招魂社の御霊は長崎県護国神社に合祀され、現在に至っている。

おわりに — 西南戦争終結後の非常事務係 —

以上、第二節及び第三節において、長崎県での西南戦争時の非常事務対応について、非常事務係が担った業務を、主な検討対象として、六つの項目を掲げ、それぞれの検討を行った。

これらを冒頭の先行研究の紹介にて触れた、猪飼隆明氏の定義による、西南戦争時に長崎が果たした役割と照合すると、第二節(一)が、兵器及び物資の集散地として位置づけられたこと(③)、同じく第二節(二)が、政府軍を戦地に投入するための一つの拠点となったこと(②)に対応する業務であったと考えられる。

しかしながら、第三節で取り扱ったように、長崎は単に兵員や物資の輸送するための港場としてのみ、機能していた訳ではなく、勅使等の要人対応、船舶の管理、情報管理及び報道対応、戦時病院及び戦傷病死者の埋葬など、開戦直後から戦後処理に至るまで、多様な後方支援活動(第三節記載)に従事していた。

このことは長崎に九州臨時裁判所、陸軍長崎運輸局、臨時海軍事務所などが次々と設置されたことからわかるように、長崎からは物資や兵員を戦地に送り込み、薩摩軍の捕虜を長崎にて裁判し、政府軍の戦傷病者については長崎に送還、死没者については長崎で埋葬するといったように、西南戦争の兵站補給、非常事務の遂行を考えるにあたり、長崎が政府軍にとって戦地に向かって戻る、いわゆる発着点として位置づけられていたことを意味している。

長崎が担った兵站補給及び後方支援拠点としての役割は特筆すべ

きものであり、西南戦争下における非常事務の遂行を長崎にあって下支えした非常事務係が果たした役割もまた、長崎県における西南戦争への対応を考える上で重要視すべきである。

その後、戦地では政府軍の攻撃を受けて薩摩軍は後退を続け、戦線も熊本、大分、宮崎方面から鹿児島方面へ南下、戦鬪行為も徐々に収束してゆく。九月に入って、薩摩軍は一時、鹿児島城下を制圧するものの、九月二四日の政府軍による総攻撃を受けて、薩摩軍は壊走、西郷隆盛は城山にて自刃を遂げることとなる。西南戦争の終結にともない、非常事務係も一〇月二日に廃止されることになった。

【史料八】

二月以来非常事務係ヲ置候処、今般御廃止候条自今其事柄ニ依リ、各課ニ於テ可取扱、此旨相達候事⁷³

一方、戦後処理事務については、対応する案件ごとに各課での処理が行われることになった。主要な残務としては、兵員等の復員や余剰分の米穀の売却、海軍や陸軍に代わって立て替えていた実費の請求などが発生し、このうち、金銭の出納に関しては第六課が、その他に関しては第一課が担当することになった。

しかし、関係各所との折衝など他部署の官員では対応しきれない案件もあったとみられ「非常事務書類」第七号では、非常事務係に配属されていた官員が「旧非常事務係」として、一〇月二日以降においても稟議を作成している。旧非常事務係の七等属下河邊充美(西南戦争後に八等属から昇進)の発議によって、最後の非常事務対応が完結したのは明治一一(一八七八)年七月二六日のことであり、この間、断続しながらも、非常事務対応が続いていたことがわかる。

日本国内における最後の士族反乱とも称される西南戦争において、戦地と中央をつなぎ、戦争の発着点としての位置づけを兵站補給、後方支援の側面から担った長崎が政府軍による戦争の遂行に果たした役割は重要かつ不可欠なものであった。⁷⁴

(長崎市長崎学研究所学芸員)

注

¹ 小川原正道『西南戦争―西郷隆盛と日本最後の内戦―』（中公新書1927、二〇〇七年）、猪飼隆明『西南戦争―戦争の大義と動員される民衆―』（吉川弘文館、二〇〇八年）、松尾千歳『西南戦争と集館』（『尚古集成館紀要』第一六号、二〇一七年）など。

² 現在の宮崎県域は西南戦争勃発時点で鹿児島県に併合されており、鹿児島県宮崎支庁として扱われていた。同じく現在の佐賀県域も長崎県の一部として組み込まれていた。宮崎・佐賀両県が鹿児島県及び長崎県から分立したのは明治一六（一八八三）年のことであった。

³ 長崎県警察史編修委員会編、長崎県警察本部、一九七六年。このうち、上巻第五編の「佐賀の乱・西南の役と長崎県警察」が西南戦争関連事項の記述に該当する。

⁴ 長崎県の郷土史料編纂委員会編、長崎県立長崎図書館、一九八八年。

⁵ 猪飼隆明「西南戦争における長崎の位置とその史料」（大谷正編『西南戦争に関する記録の実態調査とその分析・活用についての研究』平成二一年度～平成二三年度科学研究補助金基盤研究（B）研究成果報告書）二〇一二年、一三頁。

⁶ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号16・35・4。長崎県非常事務係による事務日誌。明治一〇年二月二六日から八月三日までを記録（長崎県の郷土史料編纂委員会前掲書、一九八八年、一六〇～一六一頁）。以降、初出を除いて、収蔵元及び収蔵番号の記載を省略する。

⁷ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号16・44・4・1～7。西南戦

争中における長崎県非常事務係の総括書類で七分冊にまとめられている(長崎県の郷土史料編纂委員会前掲書、一九八八年、一六〇頁)。⁸ 長崎歴史文化博物館収蔵「行在所布告並達」第五号、収蔵番号16・151・1。

⁹ 「非常事務日誌」明治一〇年二月二六日条。

¹⁰ 非常事務係の官員について、一人一人に関する詳細は不明であるが、三等属の山崎忍之助は明治七(一八七四)年の佐賀の乱において、佐賀県内に派遣されて近状を視察するとともに、長崎県内において佐賀の乱に同行する危険があると目されていた、諫早士族らの説得にあたっている。七等属の北村勝成も兵員徴募のため、外務大丞の渡辺清に随行して大村に出張するなどしており、非常事務係の官員には佐賀の乱発生時、非常事務対応に従事した経験者があてられていたことがわかる(長崎歴史文化博物館収蔵「長崎県史稿」騒擾、収蔵番号13・75・1)。

¹¹ 長崎歴史文化博物館収蔵「鹿児島県賊徒征討一件書類」明治一〇年二月二六日条、収蔵番号16・7・5。

¹² 明治九年の県令交代にもなって作成された、長崎歴史文化博物館収蔵「明治九年事務引継簿」(収蔵番号14・531・1)によると、当時、第一課は公文書取扱、戸籍管理、人事及び儀礼等の庶務事務、第二課は用地管財、勸業及び土木事務、第三課は地租地券管理や収税事務、第四課は警察事務(「警察所」とも呼ばれており、当時の記録には両者が併用されている)、第五課は教育事務、第六課は出納事務をそれぞれ担当していた。

¹³ 長崎歴史文化博物館収蔵「非常中雜書」明治一〇年二月二二日条、収蔵番号16・43・4・1。

¹⁴ 「鹿児島県賊徒征討一件書類」明治一〇年二月二五日条。

¹⁵ 二月二六日以降、長崎に到来する兵員の宿所手配や武器弾薬の製造、輸出、保管等の一連の業務については、非常事務係が一括して対応していることから鑑みても、非常事務係設置に至る動機が、非常事務対応の窓口を一元化し、他部署の業務への影響を最小限に留めることで、事務の効率化を図る点にあったといえる。

¹⁶ 長崎歴史文化博物館収蔵「非常中行在所並官省達書」明治一〇年三月四日条、収蔵番号16・53・6。

¹⁷ 小川原正道氏によると、薩摩軍の中でも卒兵上京届の提出に先立つこと二月六日の軍議において、西郷隆盛の末弟である西郷小兵衛が、長崎に向かって軍艦を奪い上京する策を提案していたことに加え、政府軍でも陸軍卿の山県有朋などは、薩摩軍が長崎と熊本を襲撃した上で上京する可能性を想定しており(小川原前掲書、二〇〇七年、五三及び六八頁)、両軍ともに長崎を戦略上の拠点として重要視する考えがあったことがわかる。

¹⁸ 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、六九九〜七〇一頁。

¹⁹ 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月一八日条。

²⁰ 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二〇日条。

²¹ 一八七九〜一九五四。長崎市浦五島町生まれ。東京外国語学校卒業のち、長崎に戻って「長崎評論」を創刊、第一期の長崎史談会を組織するなど、大正から昭和二〇年代にかけての、長崎の歴史及び文化研究の振興に尽力した。大正八(一九一九)年以降は『長崎市史』編纂事業に携わり、風俗編を編修した。主な著作に『長崎洋学史』、『丸山遊女と唐紅毛人』、『西洋医術伝来史』など。

²² 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、八一六〜八二〇頁。

²³ なお、史料上では「軍夫」、「人夫」、「人足」、「夫卒」、「夫卒」などと用語が混同されているが、便宜上「軍夫」と呼称する。

²⁴ 猪飼前掲書、二〇〇八年、一五二〜一九六頁。

²⁵ 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二三日条。

²⁶ 「非常事務書類」第一号、作成年月日不詳。

²⁷ 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二五日条。

²⁸ 参考までに各大区会所の所在地を掲げる。昇順に彼杵郡勝山町（第一大区）、深堀村（第二大区）、矢上村（第三大区）、高来郡諫早村（第四大区）、千々石村（第五大区）、加津佐村（第六大区）、隈田村（第七大区）、島原村（第八大区）、神代西村（第九大区）、湯江村（第一〇大区）、彼杵郡大村（第一一大区）、山里村（第一五大区）となっている（長崎県議会編集委員会編『長崎県議会史』第一巻、一九六三年、二〇八〜二〇九頁）。

²⁹ なお、当該の事務取扱が非常事務係であったのに対し、帳簿の提出先が第一課となっているのは、第一課が徴兵に関する台帳の作成や調査を行っていたことに関連があると思われるが、詳細は不明である。

³⁰ 「非常事務書類」第一号によると、帳簿の提出期限は三月二九日から三一日までの間で各大区によって異なっている。なお、「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月二日条では、第三大区から第一〇大区までの割当人数が記されている。総計一、九〇〇人で、大区ごとに二〇〇〜三〇〇人の範囲で人数が定められている。

³¹ 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二八日条。

³² 「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月一日条。

³³ 「非常事務書類」第二号、明治一〇年三月三一日条。

³⁴ なお、軍夫に対する賃金の支払については、軍夫の依頼に応じて賃金の前払や家族への代理支払も行われていた。また、各大区の区戸長を介して頭名と呼ばれる代理人によって支払が行われていた（「非常事務書類」第四号、明治一〇年三月二四日条）。

³⁵ 「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月五日条。

³⁶ 「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月四日条。

³⁷ 猪飼前掲書、二〇〇八年、一七九〜一八〇頁。

³⁸ 「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月七日条。

³⁹ この時に作成されたと思われる長崎歴史文化博物館収蔵「非常人夫取調簿」（収蔵番号14・236・2）には、第九及び第一〇大区の帳簿のみが収録されており、他の大区から帳簿が提出された形跡を確認することができない。帳簿を提出した第九及び第一〇大区についても、当初の割当人数を満たすことができず、各大区による帳簿の作成及び提出が難航していた様子を如実にうかがわせる。

⁴⁰ 現在の長崎県西海市に属する。区会所は彼杵郡面高村。

⁴¹ 「非常事務書類」第三号、明治一〇年五月一六日条。

⁴² 「非常事務書類」第四号、明治一〇年六月五日条。

⁴³ 現在の佐賀県藤津郡に属する。区会所は藤津郡高津原村。

⁴⁴ 「非常事務書類」第三号、明治一〇年五月二一日条。

⁴⁵ 「非常事務書類」第四号、明治一〇年六月一四日条。

⁴⁶ 小川原前掲書、七二〜七三頁。

⁴⁷ 大山は三月一七日に行在所達第六号でもって官位を剥奪され、六月一三日に賊徒として長崎へ護送、長崎臨時裁判所での裁判の後、九月三〇日に長崎で処刑される。一連の経緯については『長崎県警察史』上巻、七一四〜七二〇頁に詳しい。

48 「非常事務日誌」明治一〇年三月七日条。

49 「非常事務日誌」明治一〇年四月二一日条。

50 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、七六七～七八二頁。なお、明治一〇年代の長崎港を中心とした汽船の展開に関する研究としては、小風秀雅『帝国主義下の日本海運』（山川出版社、一九九五年）、東條正「港湾都市長崎における近代交通体系の形成過程」（『放送大学研究年報』第三一巻、二〇一四年）、同「明治一〇年代前半の長崎港における大坂運航汽船と船主」（『地域資料研究会・福岡研究会報』第一四〇号、二〇一四年）などがある。これらの論考では、西南戦争後に汽船の需要が大幅に拡大するとともに、国内市場ではこのころまでに郵便汽船三菱会社が汽船輸送の業界において独占状況に至ったことが論じられている。

51 長崎歴史文化博物館収蔵「非常船舶」明治一〇年二月二一日条、収蔵番号16・12・2・1。

52 「非常事務書類」第一号、明治一〇年二月二八日条。

53 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、七六八頁。

54 「非常事務書類」第二号、明治一〇年四月七日条。

55 姫野順一及び高橋則英「上野彦馬の西南戦争写真と携帯暗室について」（文部科学省特定領域研究「江戸のモノづくり」第八回国際シンポジウム実行委員会編『近世科学技術のDNAと現代ハイテクにおける我が国科学技術のアイデンティティーの確立』二〇〇七年）。

56 姫野及び高橋前掲、二〇〇七年、二三一～二三五頁。なお、上野彦馬撮影の西南戦争戦況写真については、鈴木八郎他監修『写真の開祖上野彦馬』（産業能率大学出版部、一九七五年、一六三～

一七六頁）に一部が収録されている。

57 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二二日条。

58 「非常事務書類」第五号、明治一〇年七月二日条。

59 「非常事務日誌」明治一〇年三月五日条。

60 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月五日条。

61 一八三六～一九一三。幕末から明治時代にかけて活動した医師、教育者。長崎で医業を営み、明治五（一八七二）年、市内光永寺に瓊林学館を創設、子弟を教育した。「長崎新聞」「長崎自由新聞」の発刊にも携わった。

62 中山軍次「長崎県新聞史」（日本新聞協会編『地方別日本新聞史』一九五六年、四六〇～四六一頁）。

63 長崎大学医学部編、一九六一年、二九一～三〇五頁。なお、当該部分は中西啓氏の執筆による。

64 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、八三一～八三五頁。

65 長崎市域における招魂施設の沿革及び立地などの概要については、福田忠昭編『長崎市史』地誌編神社教会部（長崎市、一九二九年、四三二～四五四頁）に詳しい。

66 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二六日条。原文は電報のため片仮名表記であるが、通読の便を図るため、筆者が現代仮名遣いに書き改めた。

67 「非常事務書類」第一号、明治一〇年三月二六日条。

68 「非常事務日誌」明治一〇年三月二六日条。

69 長崎県警察史編修委員会前掲書、一九七六年、八三七頁。

70 「非常事務日誌」明治一〇年五月一日条。

71 「非常事務書類」第七号、明治一〇年九月七日条。

⁷² 福田前掲書、一九二九年、四六四～四七七頁。

⁷³ 「鹿児島県賊徒征討一件書類」明治一〇年一〇月二日条。

⁷⁴ 本稿では、非常事務係の業務について「非常事務日誌」や「非常事務書類」などの総括史料を用いて幅広く論じる事により、長崎県の非常事務対応を考察することに主眼を置いたことから、第二節及び第三節において扱った各項目について、詳細を分析することができなかつた。これらの史料を用いた個別研究の蓄積は今後の課題として取り組んでゆく必要があると考える。